

第十三回国会 郵政委員会 議事録 第六号

昭和二十七年二月二十七日(水曜日)
午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 尾関 義一君

理事 飯塚 定輔君 理事 山本 久雄君

出席委員

理事 受田 新吉君

池田正之輔君 石原 登君

江崎 真澄君 小西 寅松君

坪川 信三君 降旗 徳弥君

山本 猛夫君 椎熊 三郎君

田代 文久君

出席國務大臣 郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員 郵政事務次官 寺本 齊君

郵政事務官 小野 吉郎君

郵政事務官 白根 玉喜君

郵政事務官 易保 隆君

委員外の出席者 郵政事務次官 大野 勝三君

專門員 稻田 護君

專門員 山戸 利生君

二月二十七日 委員小野孝君昇任につき、その補欠として椎熊三郎君が議長の名で委員に選任された。

二月二十三日 真穴村大島に簡易郵便局設置の請願(中村純一君外一名紹介)(第九七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

第一類第十三号 郵政委員会議事録第六号 昭和二十七年二月二十七日

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

○尾関委員長 これより郵政委員会を開会いたします。

前会に引続き郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 この前の委員会資料の提出を願っておきましたが、今度の法律の改正においてもなお従来の月掛貯金その他の特殊貯金を一括して、通常郵便貯金と同率にするというあの貯金の該当の数がまだ示されておられません、これに対して御答弁をいただきますか、と思います。

○小野政府委員 これは九種目の廃止された貯金があるわけでございまして、それを一括して、口座の数にいたしまして約八十一万六千口ございまして、金額は一億九千三百萬円余でございます。

○受田委員 金額にしてまことに驚々たるものではあります、この貯金の取扱いを今後すみやかに措置をする用意をしておられるか、あるいは依然としてこの原簿を当時の加入者の意思を尊重して慎重に続行しようと思われませんか、その意図をお伺いしたいと思います。

○小野政府委員 この点につきまして、前会もいろいろ御指摘を受けたのでございますが、私もいろいろいたしまして、こういう廃止された貯金につきましては、現在できるだけ手数のかからないような別整理にいたしております、現実には大した手数はかかっておりませんが、それにはいたしまして、今度の改正に際しましては、通常郵便貯金に準じて、こういう種目のものは通常郵便貯金に準ずる規定を設けました。関係から、できるだけ早期に整理いたしまして、通常郵便貯金に切りかえをさせよう、こういう別口座のものの特別処置も廃止して行きたい、かように考えております。

○受田委員 さらに郵便貯金法によるところの利率の改正であります、通常郵便貯金を大幅に引上げ、その他もこれに引上げをすべく、この改正案によると、積立郵便貯金と定期郵便貯金と、その期間内に解約拂いもどしされる場合に、その解約防止のための措置として、三分という懲罰的な利率の減額がされておるのであります、この点前回の委員会でお尋ね申し上げた通り、預金者に便益を供與するという意味から言つたならば、まことにこれは遺憾なことでありまして、ところが三分という懲罰的な利率にせざるを得ないのは、定額にしましても、積立にしまして、加入者は当分の奨励があつて零細な資金を預金をして来ておるのであつて、それがやむなく途中で解約された場合に、通常郵便貯金の三分九厘六毛をはるかに下まわる三分で処理されるということは、国家として非常に不親切であるということ、この前指摘した通りです。この

点、貯金の募集にあつて当局が無理やりに定額や積立にこれを参加させて、そうして途中でやむなく支拂いをするというような事例がしばしば起ると、これは国が奨励をしたばかりに三分九厘六毛の利子ももらえないものを、三分に減らされることになるのであります、非常に問題が重大だと思ふのであります、期間内の拂出しの率がどのくらいになつておるのか、積立をするという契約をして定期郵便貯金のお仲間入りをさせてもらつた者が、期間内すなわち積立の場合は二年、それから定期の場合は六箇月以内に解約する率が実際の上でどのくらいあるのか、お尋ねを申し上げます。

○小野政府委員 總体的に申しまして、ざつと総件数の四割くらいは解約になるというふうな実情でございます。

○受田委員 四割というところは輕視できない数字だと思ふます。百人のうち四人はこの減額された懲罰的な利率で利子を支拂われることになるのであります、通常郵便貯金であるならば、その月の十五日までに貯金したものは、翌月一日に出してもちゃんと一月分の利子がいただける。積立貯金の場合には、こつ／＼と二年の期間満了の直前まで積み立てたものでも、病氣その他でやむなく出す場合は三分で支拂われるということになると、その間の預金意欲というものはむしろ積立の方にあるのであつて、通常貯金でたつた半箇月で利子をかせぐのと、二年

間満了に積み立てたものどちらを大にすることになるか、ということはおよそわかることなんでしょうが、こういう場合に期間満了に近いものは、その途中解約が非常に気の毒な結果になると思ふのであります。これは初めこういう條件で貯金せよという條件を了承させて貯金させるのだから、さしつかえないということが言えはしますけれども、一般大衆はまだ年三分という利率で解約されるのだということが徹底してないで、そういう長期の預金をした場合に非常に気の毒だと思ふのですが、こういう点について政府としてはこの利率の懲罰的な意義を十分預金者に話して、定期貯金や積立貯金の募集にあつて強制的にしないように、制当があるからといつて無理やりに募集に應じさせて、そうしてやむなく途中解約は三分の懲罰的な支拂いをするということになると、非常に政府の責任が重大だと思ふのですが、この点についての御意見を伺いたしたいと思います。

○小野政府委員 御指摘の点につきまして、よく私も検討をいたしましたのでございまして、奨励の面におきまして非常な強制を加えるということにつきましては、努めてこれを避けておるような実情でありまして、制度の内容を十分に御説明いたした上で、入つていただくということになつております。従いまして今回の利率の関係につきましては、期間内拂いもしないにおいては、非常に低い利率の利子が支拂われるといつた点には行き違ひのないよう

に、事前に十分納得していただいた上で入つていただく、かように運んで参りたいと思ひます。御指摘の通常貯金についても三分九厘六毛の利子が付せられるにかかわらず、積立貯金、定期貯金の期間内の拂いもどしについて、通常貯金の三分九厘六毛よりもはるかに低い三分の利子をつけることは、非常に妥当でないではないかという御指摘もつてもございします。私どもも郵便貯金の国民に奉仕しなければならぬ事業の性格から申しまして、一般の銀行等におきまして定期預金の期間内拂いもどしについて、あるいは全然利子をつけないような措置も民間にはあるわけでありまして、公益事業としての郵便貯金の性格から申しますと、少くとも通常貯金程度の利子は付したいと思ひます。積立貯金、定期貯金は、一定の約束せられた期間継続することを條件にいたしました採算をつておるのでございまして、期間内拂いもどしというようなことは採算上考慮しておられないわけでありまして、事業の採算の面から申しまして、そういう期間内の拂いもどしにつきましては、高い利子を支持することは困難なような情勢にございします。しかもこの点につきましては私も、少くとも通常貯金程度の利息を付することは必要であると考えらるべきでありまして、将来十分に考慮を拂つて参りたいと思ふのでありますが、御承知の通り本法案につきましては、諸般の手續を完了いたしました点につきまして、いろいろ苦慮いたしましたのでありまして、前臨時国会の会期中にもわれ／＼提案を非常に希望いたしましたのでありまして、そういうものが、そういう利率の関係が事業の将来の経営の内容に影響する面等についていろいろな批判がありまして、なかなか簡単に参らなかつたのであります。今回やつとそういう面での諸般の手續を完了する運びになつたわけでありまして、特に定期貯金の利率の点につきましては、この事業が外勤の手その他の関係から、コストが非常に割高であるという面から、いろいろな批判があるわけでありまして、その面から、今万端の準備を十分に遂げます上から申しますと、この点については、御指摘の点はよくわかるのでありますが、この程度にしないと諸般の手續が完了しないという状況でありまして、一応そういうことにとりきめたのであります。将来そういう状況も考慮いたしまして、積立貯金の経営の合理化をはかりますと同時に、少くとも通常貯金程度の利子は付し得るような方向に考慮いたして参りたいと考えます。

○愛田委員 積立、定期郵便貯金の場合に、期間内拂いもどしをするときの手續はいかようにされておりますか。

○小野政府委員 期間内拂いもどしにつきましては、郵便貯金法に規定がございまして、積立貯金につきましては法第四十五條、定期貯金につきましては同じく法の第五十二條によりまして、期間内拂いもどしをしたい人から郵政大臣あてに申請をする、これは郵便局長限りで処理いたしております。積立、定期貯金ともに、期間内に生計困難によつて拂いもどしをしたい、こういう申請がありまして、そういうものにつきまして、はたしてその通りであるかどうかを審査をした上で、承認

をするというふうな取扱になつておりますが、現実には決してこれめんどろな審査をいたさないものでありまして、大体御要望の通りに拂いもどしを認めておるような実情でございします。

○愛田委員 郵便局長などの中に、この法の適用を厳正に考え過ぎて、生計の状況などを調査する名のもとに、数日を要するといふようなことがあつた場合、せつかくこうした貯金を無理やりにさせられて、病氣その他の理由で途中解約をしようといふものが、この法に基けば申請をしなければならぬことになる、そうなると思つて、その期日が相当かかるといふことが想像されます。意地の悪い郵便局長などが、その場ですぐ処理をしないで、ちよつと待つてくれと言つて日数をかけて重みをつけ、責を課するやうなことがあつた場合には、非常に問題があると思ひますが、この法の適用を厳正に考えると、そういう場合は考えられませんか。

○小野政府委員 この号文の適用につきましては、われ／＼常にこの取扱金を愛する気持をそがないような取扱をするように指導いたしておるわけにございします。これは一に法適用の場合の指導の問題であらうと思ふのでありますが、郵便局長としましていろいろ貯蓄の成績を上げなければならぬ。そういう面から郵便貯金に対する悪感情を残すことは非常にまずいのでありまして、局長自身もそういうつた申出に対しては、十分に請求者の気持をくんで処理しておるはずでございまして、こういう面からいろいろなトラブルが起きた例は、私どもとしてあまり存じておらないような現況でございします。

○愛田委員 そうしますと途中の解約の申請があつた場合には、即時通常貯金の支拂いと同様の措置で実質的に支拂いがされることになりませんか。

○小野政府委員 その通りでございします。特に積立貯金につきましては、原簿も郵便局長が持つておられますから、その場合ただちに現金にかかわるといふような処理に相なつておるわけにございします。

○尾関委員 田代文久君。

○田代委員 昭和二十七年の資金運用部計画に対する比較の資料を本日いただきましたが、これは先日郵政大臣に対して、資金運用部の金の使途につきまして、われ／＼としてはこれが再軍備のために使われる危険が非常にあるので、その点どうかといふことを質問いたしました。そうではないといふことを言われたのです。そこでな少し聞きたいのですが、翌年度への繰越金は、昭和二十六年度におきましては四百八十二億であつたのが、二十七年におきましては六百七十五億、約二百億見当の膨大な繰越しになつておる。これは大体どういふ理由によるものであるか、お伺いいたします。

○小野政府委員 この関係理由につきましては、私もさほどつまびらかでないのではありませんが、来年度の運用につきましても、計画自体の中にまだ金融債というものが全然頭を載せておりません。これは見返り資金等の関係におきまして、どうしても国債を資金運用部において当初考へておりました以上、引受けなければならぬというやうな状況に相なつておるのであります。その点から非常に国債の保有金が多くなつております。しかし一応認められました金融債の関係につきましても、将来の情勢を勘案しながら、必要な金融債を何とか計画に織り込んで行きたい、こういうこともわれ／＼として考へております。そういう面から翌年度への持越しの資金の点に多少の弾力がつてあるのではないかと、かように考へております。

○田代委員 国債の買入れ額も昨年度は百四十億、それが今年度の予定では三百億といふやうな、昨年度の倍額以上のもので組んであります。ただいまの説明によりますと、この繰越金がいかに使われるかについて一向見通しがつかない、わからないといふやうなことを言われたやうであります。大体こういうことでよいものでしょうか、その点はつきりしていただきたいと思います。

○小野政府委員 この点につきましては、運用計画は一まず二十七年の年度の全貌を最近決定されたのであります。二十七年の年度に入りましては各四半期ごとに具体的な計画を細分して行くわけでありまして、こういうやうな過程において漸次明確になつて参らうと考えます。

○田代委員 こういう繰越金というやうなものが何やらわからないやうな金が、六百七十五億といふやうにたくさんあつておるといふこと、これは、しば／＼申しますように、これは現在のウォール街の指示によるといふやうに私たちは確信するのであります。日本の再軍備ということが着々と

進られつづるときに、こういうよう
な国民には全然わからないような膨大
な金がいざというときにはばつと出さ
れて、そうしてこれでやつてしまふと
いう危険がいまははらまれておる、そ
れが実際にここに現われておるよう
に考えるのですが、そういう危険は感
じにならないかどうか。実際に平和産
業を進展させ、日本国民の民生を安定
させるためにこういう膨大な資金が
使われるのかどうか、その点をはつき
りさせていたがたいと思います。

○小野政府委員 この点につきま
して、二十六年年度の計画の状況を
ごらんください。二十七年の大体の状
況を御推察願つてもおわかりだらう
と思ふのでありますが、われ／＼とし
ては直接に御指摘のような運用の意
図は持つておらないのであります。資
金運用部の審議会におきましても、ご
らんの通り、あるいは必要な国債の
引受けであるとか、またはこういうた
政府資金の特質から申しまして、特
に郵便貯金の資金は、資金運用部資
金の六〇％に近い金額になつておる
のであります。

○田代委員 国債の引受けなどによ
つて、事実これが再軍備、あるいは特
に大資本への資金をまわすというよう
な形になることは明らかでありまして
、政府の今の答弁では満足するわけに
おらないのであります。

行かないのであります。

もう一つ電気通信事業特別会計は、
二十六年年度においてはわずかに二十五
億であつたものが、二十七年年度にお
いては百三十五億という四倍も五倍も
膨大なふくれ方をしておるのですが、こ
れはどういうわけでおこなつたのだら
うか、その理由をひとつ説明願ひます。

○佐藤國務大臣 今年の電気通信省は
今御指摘のように百三十五億でありま
す。この表に載つております二十五億
は、二十六年年度予算の補正予算とし
て追加した分で、もといたしましては
百三十五億あり、合計して百六十億を
二十六年度は使つておるわけですが、
この補正予算を加へると、二十七年
年度は電気通信省の關係をいたしまし
ては金額が減つておることに記憶いた
しておきます。

○田代委員 そうするとこの資料は間
違ひですか、補正とかなんとかいうこ
とはなくて、はつきり昭和二十六年
度計画として出しておられますが……
○佐藤國務大臣 その点あたかも電気通
信省は見返り資金の方から借りたので
はないかと思ひます。それでこれに載
つておる費目が違つておるのではない
かと思ひます。金額をいたしましては、
ただいま申し上げるやうに百六十億を
昨年は工事關係で使つておりました。

○田代委員 郵政關係でもこの行政協
定に關する質問はまだ十分されておら
ないし、それから郵政大臣自身も積極
的にこの内容はこうですという協力を
求める意味においてのお話がまだない
のであります。巷間伝えられるところ
によると、電気通信事業は大体外国
に握られて、半身不随の状態に陥つて
おるといわれております。ほんとうに

日本の民生安定のために多額の金が使
われるのではなくて、そういう形に使
われるということになれば、これは全
国民の不滿とし、反對するところにな
るものであります。そういう心配はな
いかどうかという点について大臣の所
見を伺ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ただいまお尋ねのう
ちにもありましたやうに、行政協定の
内容はまだつまびらかにできない状態
にあります。しかし行政協定をいたし
ますのは、独立後の状況のもとにお
いて行政協定が締結されますので、対
等の立場において、われ／＼の主張す
べきことは大分主張いたしまして、行
政協定が円満に、双方の合意のもとに
結ばれる、こういう経過をたどつてお
るわけでありまして、従ひましてた
だいま御心配のやうな点は絶対にないとい
うことを明言いたしておきます。

○田代委員 絶対にないというのは大
臣の口先だけであります。実際に、
國民は大いに心配いたしております。
事実行行政協定の内容がどういふもの
であるかという点につきましては、われ
われ国会議員が知る前に天下の大新聞
がはつきり発表しておる。いかに大臣
が口頭をもちまして國民を欺瞞されよ
うとしておるかという点がはつきりす
るわけでありまして、これは後ほどに
味を残しまして、一応これをもちまし
て質問を打ち切ります。

○山本久委員 私はこの機会に、一
般郵便貯金についてのお尋ねをしたい
と思ひます。戦時中全国で百五十都市
が被災をこうむつたのであります。が、
その被災都市のうちでも、ことに広島
市は原爆をこうむつたために、二十数

万人の人が立ちどころに死亡したわけ
なのであります。従ひましてこの死亡
者の中の貯金者は、その遺家族が、子
供が疎開しておつて子供だけ残つた
というわけ、幾ら貯金をしておつた
か、どうなつておつたかということは
ちつともわからぬ。この被害額は相当
あります。例をあげて申しますと、銀
行方面では、当時の金で一億数千万円
という預金がある、そのままだしを
しないというものであつたのでありま
す。当時私は市の助役をしておりまし
たので、銀行方面へこの話を談じ込
ましたところが、銀行のいわくは、い
や、実は預金者がとりに来られないの
もありまして、貸付が全然回収でき
ないやうになつたので、それでざ
つと相殺したやうなわけでありまし
た。追ひましては結果、銀行方面から
は、市に對して社会事業費として相当
額を當時寄付させた例があるのであり
ます。一方郵便貯金におきましては、
その後どういふふうになつておるま
すか、原簿が残つておるのであります
から、あの二十年の八月以降から貯金
を一切出し入れをしないのを見れば、こ
れはもうはつきり死亡者であつて、引
出しをしないというのではわかつた
思ふのであります。そこで今日た
だいまその件数なりあるいは金額なりを御
答弁願ひしたいと思います。これに對
して措置をどういふふうにするかと
いうこと、それから後日でよろしく
いふこと、ことに広島、長崎、この両市は
特別な都市でありますから相當額に上
らうと思ひますので、この点の調査の
資料を提供してもらいたいと思ひま
す。

○小野政府委員 今そういうた都市別
の件数、金額の持合せがございませ
んが、大体全体的に申しますと、そう
いふ被災によつて原簿がなくなつた、
あるいは預金者自身の行方がわから
ないというやうな貯金の整備につ
きまして、終戦以來早急整備を目標に
いたしまして、努力いたして参つてお
るであります。今日の段階では、大体全
体の原簿の六〇％は復旧できてお
ります。大正十二年の関東大震災の
ときの復旧状況も、大体六〇％くら
いのところで、それ以上いふやうな
努力を打ち切つたやうな状態であり
ます。戦災の關係につきましては、
戦災の關係が非常に全国的でござ
いますし、また事柄自体も、何とか早
く復旧して、その辺の關係をはつき
り明確にしなければならぬ問題であ
りますので、処理の状況としては相
当進捗しているわけですが、なお打
切ることなく、努めて、そういうた
原簿の復旧について努力をしてい
くわけでありまして、御要求のや
ういつたこまかい調査につきまし
ては、後日調査して出したいと思
ひます。

○山本久委員 大体わかりました。
今日までに六年数箇月も経過して
おるわけですが、それまでにこの貯
金者、つまり引出す者のなくなつた
場合のものに對して、これを周知せし
めるべく何らかの措置をとられたで
ありませうか、どうでありませうか、
その経過を伺ひたいと思ひます。
○小野政府委員 これは各郵便局方面
に十分にそのやうなことを徹底させ
、いろいろ新聞、ラジオを通じて、利
用できるものだけ利用いたしまして

極力努力をすると同時に、権利者の申出を促進するように努力を拂つて参つたわけでありませう。特に原簿を所管しております地方貯金局方面においては、わかる範囲において、通信によつて本人に通帳の提出を願うとか、いろいろ努力をして参つておるわけでありませう。

○山本(久)委員 貯金局の方で、推定で今拂いもどしを要求しない者がどのくらいあるかということがわかれば、それを聞かせてもらいたいと思ひます。

○小野政府委員 羅災の全体の件数は今はつきりしないのでありますが、いづれをういつた資料をつくりましてお届けしたいと思います。

○尾関委員 他に質疑はありませんか。――別に御質疑もないようでありますので、質疑は終了したものと認めます。これより本案について討論に入ります。討論の通告があります。これを許します。山本久雄君。

○山本(久)委員 本法律案につきましては、大衆性を加味して最も適切なものだと存じますので、私は自由党を代表して、本案に賛成いたします。

○尾関委員 推進党は、本案に全面的に賛成いたします。

○尾関委員 受田新吉君。

○受田委員 日本社会党は、この案に對しまして原則として賛成をいたします。大衆の便益供與という立場、特に貯蓄奨励の線に沿つた利率の引上げについては、異存はありません。問題は、先ほど来質疑でしばしば申した述べましたごとく、政府自身が懲罰的な利率の設定をして、途中解約者の防止を防ごうとしていることに對し

ての利率の差がはなだし過ぎるということ。しかも貯蓄奨励に名をかりて、強制的に積立貯金や定期貯金をさせるあまり、やむなく預金者となつた者が、特殊の事情が発生して途中で解約をする場合に、通常貯金の利率よりもはるかに下のものゝそれを與へられることについては、よほど問題がある。しかしながら運用の面において當局が徹底的に預金者の便をはかるように、貯蓄奨励に名をかりて、定期貯金、積立貯金を無理やりに押しつけることがないように、また解約にあつては十分手心を加えて、満期になりそうな場合には満期まで待たせるとか、さらに預金をするときに、この法の精神を十分周知徹底させて、途中から解約する者に予期しない結果が起らないように、十分の措置をとつていただくならばよいと思ひます。今後この法の実施後において、当然懲罰的利率が問題にされることであるが、その実施に政府當局が十分心して、万遺憾なきを期せられんことを要望して賛成をするものであります。

○尾関委員 田代文久君。

○田代委員 私は日本共産党を代表して、本案に反対するものであります。理由をいたしましては、一応零細な貯金の利率を上げる、またわくをふくらますということ、国民にわかりやすいようでありませうけれども、実は本質的に重大なる危険をその中にはらんでおるのであります。われ／＼が反對しなければならぬ現在の客観情勢が、どういふところにあるかをまず見る必要があると思ひます。現在まさに強引に締結せられんとしつゝある行政協定の内容、また安全保障條

約、講和條約を見ましても、その中心的なポイント、再軍備という点にあらうかと思ひます。そういう情勢の中に本案が提出されておるといふところに、重大なる政治的な問題があるものであります。本委員会における同僚委員の質問ではつきりいたしたことは、簡易保険を含めると、二千萬に余る膨大な大金であるにもかかわらず、一人当りの預金高の平均は、政府の説明によれば千円余りの零細なるものであります。千円ばかり預けて、かりに利率が五分になつたところで、どれくらい利益を国民は得るであらうか、千円か二千円預けて、それによつて預金者がいかほど利益を受けるであらうか、ほとんど問題にならないと思ひます。また實際において、労働者は現在全般的に見て貯金の余力は持たないのであります。私は炭鉱の事情は特によく知つておるのでありますが、炭鉱などの労働者諸君は、貯金するどころではなく、その日が食えない。しかも頼母子講にかかつて、それに首がまわらないで、給料をもらつたあとに借金も天引をされるというやうな形になつておるやうな事態であります。

結局このねらうところは何かと云ふと、税金の方でとれない部分までも、国家の名において吸収するということになる。しかもそのようにして集めた金は、われ／＼が過去において苦しい経験をしておりますように、これが戦時インフレになつた場合にどうなるか。わずかの金は凍結されあるいは封鎖されるということになりまして、使いたない金も使えないという悲惨な状態になつたことは、われ／＼のいまなお

ひし／＼と感じておる次第であります。しかもまたこれほど膨大な資金の使途でございませうが、政府は、これは軍用には使わない、また大金持、独占資本のためにこれを使うやうなことはございませぬといふことを口の先では言われませうけれども、實際においてはまづたその反対であることはつきりしております。そうでないならば、こういう貯金をなさつて、なぜ地方に還元しないのであるか。つまりこれを地方へ返すという問題につきましては、大臣自身が、大蔵省に握られておるからこちらに返さなくてはならぬといひ、その抽象論に對しては賛成いたしておりますけれども、實際に對しては還元できない。国会で決議しても、實際にはそういうふうになつておらない。大蔵省金融資本がこれを握つて使ひ、使ひ先は明らかに再軍備の方向であり、飛行機の生産あるいは戦車の生産といふことがもうすでに始まり、それをめぐつての利権が、現在大資本家の中で競争の的になつておるとは御承知の通りであります。また先ほど私が質問いたしましたように、膨大な繰越資金を持つており、これがいざというときに何に使われるか、これはつきりしておる。次にこれは明らかに通信従業員の労働強化になるということでもあります。政府といたしましては、昨年度においては四百億でありましたのが、本年度六百二十億といふ貯金の増増を見越しておるのであります。一方においては、先日の質問に對する政府の答弁によりまして、貯金関係だけでも四千人の首切りといふことを言つておる。人員を整理するの

に、努力目標は五割も六割もふえるといふことになる、必然的に強制割当となり、労働強化になることは、火を見るより明らかであります。この法案はその内容をよく知らない民衆にとつては、表面は何だか賛成してもいいのじやないかといふやうな印象を受けませうけれども、本質的には耐乏生活を強要し、あるいは愛国貯金運動を展開し、貯金報國という方向に持つて行くことは明確なことであります。結局これは日本の独自の政策というよりは、むしろウォール街の金融政策の実行の一端を背負つておるといふことがはつきり言えるのであります。われ／＼はかくのごとき意味におきまして反對するものであります。

○尾関委員 これにて討論は終局いたしました。

これより郵便貯金法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○尾関委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○尾関委員 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

○尾関委員 次に簡易生命保険法の一部を改正する法律案を議題とし、前會に引續き質疑を継続いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。受田新吉君。

○受田委員 先般の委員会において私

かわらず、この委員会がいままでこの法案をもてあましておるといふことは、まことに不愉快な話なのであります。すでに相当審議は進捗して参つております。しかもこの便益を供與されるところの大衆は、これ待ちわびておる線も強力なものである。この点何らかの方法によつてこれを早く解決したいと思ふのであります。われ／＼としても政府当局の意図は十分に承しておるのであるし、なお願わくは民間保険の事業について、民間保険の事業者が要望している点を、時間が許せばぜひ一応この委員会でも、参考人としてでもよいから発言を許して、その意向を聞いて、審議の徹底を期することも考へなければならぬと思うのであります。

が、この点について、この委員会がな
お長期にわたる懸念があれば、委員長
において適当な方法によつてさうい
う方面の意向も聞き、審議の徹底を期せ
られたいと思ひますが、いかがであり
ますか。

○尾関委員長 受田委員の御意見はこ
もつともでありまして、なお十分考慮
いたして善処いたしたいと思ひます。
本日はこの程度にとどめ、次回は公
報をもつてお知らせすることにしたし
ます。

これにて散会いたします。

午後零時七分散会

〔参照〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案
〔内閣提出〕に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月四日印刷

昭和二十七年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所